

## 東広島市農業委員会令和元年6月（第6回）総会議事録

- 1 開催日時 令和元年6月28日(金) 午前10時から11時10分まで
- 2 開催場所 市役所本館4階 402, 403会議室
- 3 出席委員 20人

### 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	3	長原毅	4	清水寿昭
5	森原敏昭	6	岡本義則	7	古本啓之
8	脇坂俊之	9	原茂正	10	台川洋子
11	杉本源藏	12	加栗建男	13	窪田恒治
16	黒川克輝	17	小池智慧登	19	在間千鳥
20	瀬戸則昭	21	岡土居正弘	22	住井正美
23	木原省五	24	立川万里子		

- 4 欠席委員 4人

番号	氏名	番号	氏名
2	小倉亜紗美	14	佐伯隆弘
15	田辺寿孝	18	古川国昭

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 13番 窪田恒治 委員 16番 黒川克輝 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 26 号 空き家に附属する農地の下限面積の設定について

(5) 報告

報告第 25 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について

報告第 26 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について

報告第 27 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	加二谷 達 雄		
農地保全係長	定 井 芳 紀		
農地係長	法 専 信次郎		
農地係主査	津 山 隆 之		
農地係主任	和 田 麻依子		
農地保全係主査	佐々木 照 之		
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄		
生活環境部黒瀬支所地域振興課主査		浅 井 初 音	
生活環境部福富支所地域振興課産業振興係長		貞 清 良 成	
生活環境部豊栄支所地域振興課主査		岡 本 美由紀	
生活環境部河内支所地域振興課主査		木 村 ゆかり	

議 長	<p>これより6月総会を開会いたします。</p> <p>在任委員数24人中20人の委員さんのご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しております。会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、13番の窪田委員さん、16番の黒川委員さん、恐れ入りますが、よろしくお願いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてをお諮りいたします。</p> <p>会期は、令和元年6月28日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>&lt; 異議なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、会期は令和元年6月28日1日限りといたします。</p> <p>これより次第3の議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
和田主任	<p>議長、事務局和田です。</p> <p>それでは、総会議案の1ページをご覧ください。</p> <p>議案第23号について説明いたします。</p> <p>今月は9件の申請がありました。内訳は4ページをご覧ください。</p> <p>田19筆、22,951㎡、畑9筆、1,687㎡、合計28筆、24,638㎡です。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、64-1について説明します。</p> <p>●●の北西700mのところ、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、65-2について説明します。</p> <p>●●の北東800mのところ、経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、耕作面積は今回の申請により3,180㎡となり、東広島市の下限面積を満たします。</p> <p>続いて、66-3について説明します。</p> <p>●●の南西150mのところ、親族間の贈与のため所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、耕作面積は今回の申請により3,127㎡となり、東広島市の下限面積を満たします。</p> <p>続いて、67-4について説明します。</p> <p>●●の南東230mのところ、経営地近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、68-5について説明します。</p> <p>●●の南西530mのところ、親族間の贈与のため所有権を移転するものです。渡人は相続により申請地を取得しましたが、市外に居住し耕作も難しいため、受人に所有権移転するものです。受人には5人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、69-6について説明します。</p> <p>●●の北東500mのところ、自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、70-7について説明します。</p> <p>●●の東450m及び南1kmのところ、親族間の贈与のため所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、71-8について説明します。</p> <p>●●の北西5kmのところ、特定遺贈のため所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、本案件は特定遺贈のため単独申請となっています。</p> <p>続いて、72-9について説明します。</p> <p>●●の北東3km及び東3kmのところ、経営規模拡大のため所有権を移転するものです。受人は●●に居住していますが、近隣の住宅を知人の会社と受人が役員を務める会社の共有</p>

和田主任	<p>名義で取得しており、拠点として野菜、食品の加工販売を行う予定であり、本申請地で原料となる野菜を作付するものです。なお、耕作面積1,408㎡は●●町の耕作面積であり、今回の申請を合わせると11,831㎡となり、東広島市の下限面積を満たします。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上の9件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば、補足説明をお願いしたいと思います。</p>
古本委員	<p>71-8の所有権移転の受人の経営面積は15,901㎡とあるんですが、これは贈与を受けてからの面積になるんですか。これに奥さんの経営面積を加えるんですか。贈与後は2町幾らになるということですか。</p>
和田主任	<p>議長、事務局和田です。</p> <p>経営面積は、今現在の所有の経営地の面積となっております。今回取得される面積を足したものではありません。</p>
古本委員	<p>ですから、今後は20,000㎡幾らの経営面積になるということですか。</p>
和田主任	<p>はい、そういうことになります。</p>
古本委員	<p>わかりました。ありがとうございました。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>そのほかございますか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>皆様方のほうからご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>よろしいですか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議長	<p>ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
法専農地係長	<p>議長、事務局法専です。</p> <p>議案の5ページをご覧ください。</p> <p>議案第24号でございます。</p> <p>今月は2件の申請がありました。内訳は6ページをご覧ください。</p> <p>田8筆、9,281㎡、畑0筆、合計8筆、9,281㎡です。</p> <p>内容につきましては、着席にて説明申し上げます。</p> <p>申請番号19-1でございます。</p> <p>農地改良のための一時転用事案です。申請者は●●に居住しています。申請地は高低差があり狭小かつ排水機能の低い水田で耕作に苦慮していることから、かさ上げによる改良により1枚の農地にすることで、高低差の解消と排水機能の向上を図るため、許可後から令和2年3月31日まで一時転用しようとするものです。なお、改良完了後は畑として利用する計画です。申請地は、●●の南南西450mに位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法第4条第6項第5号、仮設工作物の設置、その他一時的な利用に供するため、農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実として、第1種農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>続きまして、20-2でございます。</p> <p>農地改良のための一時転用事案です。申請者は●●に居住しています。申請地は道路と水</p>

<p>法 専 農 地 係 長</p>	<p>路及び宅地に囲まれたくぼ地の農地で、水はけが悪いことから現在休耕しています。このたび、かさ上げによる農地改良を行うため、許可後から令和2年3月31日まで一時転用しようとするものです。なお、改良完了後は畑として利用する計画です。申請地は、●●の北西450mに位置し、●●地区として昭和61年度から平成10年度にかけ、土地改良総合整備事業により整備された農振農用地域内の第1種農地です。本件は、農地法施行令第4条第1項第1号、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定に定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることと認められ、農振農用地の不許可の例外に該当します。</p> <p>以上、2件につきましては、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから上程いたしました。</p> <p>また、この2件は、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可しよいか、あわせてご審議をお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当地区の委員さんから補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
<p>議 長</p>	<p>では、ないようでございますので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ですから今回の案件は全て広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象であるため、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、許可することに異議ありませんということであれば許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>津山主査</p>	<p>議長、事務局津山。</p> <p>それでは、総会議案の7ページをご覧ください。</p> <p>議案第25号について説明します。</p> <p>今月は14件の申請がありました。内訳につきましては、総会議案の10ページをご覧ください。</p> <p>田19筆、15,188㎡、畑0筆、合計19筆、15,188㎡です。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、119-1から121-3は関連しますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、建設業及び売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、3つの発電所とするため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の東790m及び●●の北西600m及び●●の北260mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、122-4について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住しています。このたび現在の住宅が国道の拡幅工事により、立ち退き処分の対象となったため、代替地を探していたところ、申請地は受人の親が所有する農地に隣接し、耕作の利便がよく、ほかに住宅の建築が可能な所有地も有していないことから、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南430mに位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請にかかる土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上、</p>

津山主査

必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。また、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。

続いて、123-5と124-6は同一案件ですので、一括して説明します。

工場用地及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、製造業を営む会社です。現在、受人は申請地近接の工場において、コーヒーを主とした食品用ガス抜きバルブの製造販売を行っています。このたび、親会社であるコーヒー製造会社の業績が好調につき、ガス抜きバルブ製造部門を増設するとともに、自社用のコーヒー豆の保管倉庫、原材料及び資材用倉庫等を配置した建物を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北西270mに位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。

続いて、125-7と126-8は関連しますので、一括して説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住しています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、2つの発電所とするため本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西2,200mに位置する第2種農地です。

続いて、127-9について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住しています。現在、家族3人でアパートに住んでいますが、手狭となったことから本申請地に住宅を建築するため転用しようとするものです。申請地は、●●の北西430mに位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。

続いて、128-10について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住しています。現在、家族4人でアパートに住んでいますが、子供が生まれ手狭となったことから、実家近くの本申請地に2世帯住宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南1,100mに位置し、●●地区として昭和50年度から昭和60年度にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。また、農振農用地除外見込みです。

続いて、129-11について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●所の東610mに位置する第2種農地です。

続いて、130-12について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、昨年7月の豪雨により、法面の一部が崩壊しており、過去にも同様に数回起きていたことから、その部分を避けてパネルを設置する計画です。残る農地部分は崩壊の危険性があり、適正利用困難な残地となるおそれがあることから、1筆全体を転用しようとするものです。申請地は、●●北900mに位置する第2種農地です。

続いて、131-13、132-14は関連しますので、一括して説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、一部をメンテナンス作業用の駐車場とするため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の東1,200mに位置する第2種農地です。

以上、説明しました14件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。上程議案中、番号122-4、128-10、130-12については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、あわせてご審議をお願いします。

議 長	ただいま事務局から説明がございました。担当地区の委員さんより必要があれば、補足説明をお願いしたいと思います。
窪 田 委 員	申請番号130-12ですが、写真を見ていただければ、ずっと何年も耕作していないような農地で、すぐ裏手が山ですから、もうすぐ山になるのではないかというような農地です。そして、あそこに地肌が見えているのが昨年の豪雨で崩落した箇所、そのすぐ左手に家が見えるんですが、あそこへ土砂が流れ込みました。あの部分を含め、何十mか後退させて、パネルを設置しようということで、許可後は業者の方が今の下の部分を削って、なだらかにして、崩落が起きないようにしようというふうな意向を持っておられますので、この計画については適切ではないかと思っております。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 そのほか何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。 それでは、10ページの129-11についてちょっと説明をさせていただきます。 129-11でございますが、受人の方は専門の業者なんですが、渡人の方は●●ぐらい前にお父さんが亡くなられてまして、今現在は、お母さんを●●に引き取っておられます。この農地は相続された土地です。お母さんはかなり高齢の方でございまして、もう●●歳ぐらいになるんですかね、高齢の方でして、そういうことで現在この●●地区の実家は空き家の状態になっておりまして、この土地についても隣接の方が管理をさせていただいておったということなんですが、隣接の方も高齢化でもうできないということで、今回申請されたというふうに伺っております。周辺の農地の影響等についても別にございませぬし、防除措置についても特に問題のあるようなことはないということで一応適正であると、こういうふうに思っております。 それでは、そのほかございますか。 よろしゅうございますか。
	< なし >
議 長	それでは、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。 ございませぬか。
	< なし >
議 長	それでは、ないようでございますので、採決に入ります。 議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、8ページの122-4、9ページの128-10、11ページの130-12については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、122-4、128-10、130-12については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については許可することに決定をいたします。 ここで、追加議案の上程について委員の皆様方にお諮りをいたします。 実は、空き家に附属する農地の下限面積の設定についての議案が追加議案として提案されております。 東広島市農業委員会会議規則第16条の規定に基づきまして、本件を議案第26号として追加上程し、議案の審議を行いたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。
	< 異議なし >

議 長	<p>それでは、議案第26号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」を追加上程いたします。</p> <p>それでは、議案を配ってください。</p> <p>よろしゅうございますか。皆さん、お手元に届きましたか。</p> <p>それでは、事務局のほうから説明を求めます。</p>
高 橋 主 任 主 事	<p>議長、事務局高橋です。</p> <p>議案第26号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」、説明させていただきます。</p> <p>今月は1件の申し出がありました。着席して、内容について説明させていただきます。</p> <p>位置は●●、●●から北西4.5kmのところにあります。近くに●●があるんですが、そこから北西330mのところ空き家があります。その空き家の近くに点在しております6筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。まず最初に、●●番●●、田2.39㎡、それから続きまして、同じく●●番●●、田68㎡、それから●●番●●、畑386㎡、それから空き家の前にあります●●番●●、畑27㎡、それから●●番●●、田48㎡、それから最後に●●番●●、畑116㎡です。現在、いずれの農地も耕作されておりません。また、形状が不整形であって面積も小さく、貸借の対象とはなりにくい状況です。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作させることは難しいのではないかと思います。所有者は現在、●●に在住しております。</p> <p>説明は以上です。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から説明がございました。</p> <p>担当地区の委員さんから補足説明がございましたらお願いしたいと思います。</p>
古 本 委 員	<p>7番古本です。●●地区の空き家なんですが、買われる方はこの農地については、どのような利用を考えられているのでしょうか。</p>
高 橋 主 任 主 事	<p>すみません。今現在、購入希望の方はまだおられません。</p>
古 本 委 員	<p>下限面積を決定するだけですか。</p>
高 橋 主 任 主 事	<p>そうです。下限面積を1aに決定するだけです。</p>
古 本 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>そのほかございますか。</p>
長 原 委 員	<p>3番の長原ですが、田んぼと畑で6筆ありますよね。これは、連担をした農地になるのですか、それとも分散した農地なのですか。</p>
高 橋 主 任 主 事	<p>これは分散して点在しております。</p>
長 原 委 員	<p>分散しているの。</p>
高 橋 主 任 主 事	<p>はい。近いので空き家から大体100mとか、一番離れているので300mぐらいですね。</p>
長 原 委 員	<p>利活用できるのですか、この土地は。</p>
高 橋 主 任 主 事	<p>このままでは地元の方が借りられるとかって話は来ないので、空き家を購入される方に購入いただいて、耕作していただくこととなります。</p>
長 原 委 員	<p>結構ありますよ、こういう土地は。私はそう思いますよ。</p>
高 橋 主 任 主 事	<p>はい。</p>
長 原 委 員	<p>2㎡というような土地で何をやるんですか。2㎡の土地が連担しとるんであれば別なんですけど、2㎡が単独であるのをどうするんですか。</p>

加二谷事務局長	すみません。2.39㎡と68㎡のものは1つに含まれたような形になっております。ただ登記上二つに分かれており、一つが2㎡ということになっておりまして、単独で2㎡というものではございません。
議長	今後、購入された方が畑をされるのであれば、それなりの価値も出てくるのかなと思えますが、今日は別段面積、下限面積の設定について委員の皆様方にちょっと確認を、ご了解いただきたいということで、議案を出しておりますので、この辺を含めてご理解をいただきたいというふうに思います。いろいろとご質問ありがとうございます。 その他にご質問はございませんか。
	< なし >
議長	ないようでございますので、それでは採決に入らせていただきます。 議案第26号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	ありがとうございました。全員賛成でございますので、議案第26号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」は、許可することに決定をいたします。 続いて、日程第4の報告事項に入ります。
議長	先ほど3条で質問をお受けしましたが、その質問の回答が若干、異なっていたということなので、大変申しわけございません。改めて説明させていただきます。
和田主任	すみません。議案第23号、農地法第3条の許可申請71-8で、先ほどご質問いただきました経営面積なんですが、現在の受遺者の経営面積15,951㎡となっております。この中には、今回の申請地の一部が利用権設定をされた形で受人さんが耕作されてきた経緯がありまして、経営面積の中に含まれている筆があります。ですので、今回新たに増える面積といたしますのが656㎡となります。合計しまして、16,607㎡が新たな経営面積となる形になっております。訂正しておわび申し上げます。
議長	ですから、受遺者の方の経営面積が全部で16,000㎡、こういうふうになるんですね、利用権の設定をされていたということですね。
和田主任	はいそうです。
議長	ああ、そうですか。それでよろしゅうございますか、古本委員さん。
古本委員	わかりました。
議長	それでは続きまして、日程第4の報告事項に入ります。報告第25号から報告第27号について事務局の説明を求めます。
法専農地係長	議長、事務局法専です。 報告第25号から報告第27号までを一括して説明申し上げます。 本件は、東広島市農業委員会規程に基づいて専決処分をしたものです。 内容は、着席にて説明申し上げます。 報告事項の1ページから4ページをご覧ください。 市街化区域内の農地転用届け出に関するもので、届け出により許可不要となるものです。 1ページから2ページは農地法第4条第1項第7号の規定による届け出を2件、3ページから4ページは農地法第5条第1項第6号の規定による届け出を5件受理いたしました。 続きまして、5ページから9ページをご覧ください。 法務局からの農地の転用事実に関する照会に関するもので、地区担当委員さんとの現地調査の結果、12件、計18筆のうち1件1筆を農地、65-3ですね、を農地として回答し、その他11件17筆につきましては非農地との回答をいたしております。 報告事項は以上です。
議長	それから次に、日程第5のその他に入りますが、委員の皆様方から何かございましたらご発言をお願いしたいと思いますけども。 よろしいですか。
	< なし >
議長	事務局のほう何かありますか。

定井農地 保全係長	議長、事務局定井です。 1件、農地パトロールの広報紙の掲載について報告をさせていただきます。 資料はございませんので、口頭でご報告とさせていただきます。 先日、農地パトロールについての説明会を開催させていただきましたけれども、その実施について市の広報紙の7月号に掲載しております。 掲載しております内容は、7月から順次各地を巡回させていただきまして、農地の利用状況を調査しますということと、調査を行う中で農地に立ち入る場合もありますので、ご理解、ご協力をお願いしますという内容で掲載しております。既に広報紙が届いている地区もあるかと思えますけれども、委員の皆様にはあらかじめご承知おきいただきたいということで報告をさせていただきました。 以上でございます。
議長	既に広報で出ております。出ておりましたので、一度ご確認をいただきたいと、このように思いますが、そのほかございますか。
	< なし >
議長	それでは、そのほかないようでありますので、委員の皆様方には長時間にわたりましてご審議まことにありがとうございました。
議長	次回7月総会について森原会長職務代理者のほうからご報告をお願いいたします。
森原 職務代理者	それでは、次回7月総会は7月30日火曜日午前10時から、会場は本庁4階で402、403号室で予定しておりますので、ご出席のほどよろしくをお願いいたします。 以上です。
議長	ありがとうございました。以上で6月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議長(会長) 13番 窪田 恒治 委員 16番 黒川 克輝 委員